

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合行政組織規則

平成 5 年 4 月 1 日
規 則 第 1 号

改正	平成 7 年 7 月 27 日	規則第 2 号		平成 16 年 3 月 1 日	規則第 1 号
	平成 8 年 3 月 29 日	規則第 2 号		平成 19 年 4 月 1 日	規則第 4 号
	平成 8 年 9 月 30 日	規則第 4 号		平成 22 年 4 月 1 日	規則第 1 号
	平成 10 年 3 月 27 日	規則第 1 号		平成 24 年 3 月 30 日	規則第 1 号
	平成 11 年 3 月 31 日	規則第 1 号		平成 31 年 3 月 26 日	規則第 1 号
	平成 12 年 6 月 16 日	規則第 2 号		令和 8 年 4 月 1 日	規則第 1 号
	平成 14 年 3 月 29 日	規則第 1 号			

福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務局組織規則（昭和 45 年規則第 2 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、管理者の権限に属する事務を分掌させるための組織について必要な事項を定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もって、事業の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

（課等の設置）

第 2 条 福井坂井地区広域市町村圏事務組合の事務局の設置に関する条例（昭和 45 年条例第 4 号）に基づき設置された事務局（以下「事務局」という。）に次の課等を置く。

- (1) 総務課
- (2) 清掃センター

（課等の分掌事務）

第 3 条 課等の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 議会の招集に関すること。
- (2) 議案等の調整及び提出並びに議決、採択等の処理に関すること。
- (3) 本会議及び全員協議会等に関すること。
- (4) 管理者会、副市町長会議及び連絡会議に関すること。
- (5) 行政組織に関すること。
- (6) 職務権限に関すること。
- (7) 公印の管守に関すること。
- (8) 例規に関すること。
- (9) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関すること。
- (10) 職員の進退及び身分に関すること。
- (11) 職員の服務に関すること。
- (12) 職員の定数及び配置に関すること。
- (13) 職員の選考及び試験に関すること。

- (14) 特別職の任免及び報酬に関する事。
- (15) 臨時的雇用職員の取扱いに関する事。
- (16) 職員の給与、児童手当に関する事。
- (17) 職員の出張に関する事。
- (18) 職員の勤務条件に関する事。
- (19) 職員の福利厚生に関する事。
- (20) 職員の研修に関する事。
- (21) 職員の健康管理に関する事。
- (22) 職員の公務災害補償に関する事。
- (23) 表彰の総括に関する事。
- (24) 庁舎の管理保全に関する事。
- (25) 予算編成及び予算配当に関する事。
- (26) 予算執行の総合調整に関する事。
- (27) 入札に関する事。
- (28) 現金及び有価証券の出納、保管及び記録管理に関する事。
- (29) 小切手の振出しに関する事。
- (30) 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事。
- (31) 決算の調製に関する事。
- (32) 監査に関する事。
- (33) 指定金融機関等に関する事。
- (34) 広域市町村圏計画の策定に関する事。
- (35) 広報に関する事。
- (36) ふるさと市町村圏事業に関する事。
- (37) 電算システムの共同利用に関する事。
- (38) 電子計算機及び附属機器の管理に関する事。
- (39) 電算システムに関する啓発、指導及び研修に関する事。
- (40) 電算システムに係る管理運営審議会及び高度利用研究会に関する事。
- (41) 情報資産のセキュリティに関する事。
- (42) 情報資産の管理に関する事。
- (43) 他の課等の所掌に属しない事。

清掃センター

- (1) 一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する一般廃棄物のうち、ごみ及び粗大ごみをいう。以下この項において同じ。）の処理に関する事。
- (2) 一般廃棄物の処理手数料に関する事。
- (3) 地元協定に基づく公害防止及び環境保全に関する事。
- (4) ごみ処理施設の管理運営に関する事。
- (5) 旧炉跡地利用計画に関する事。
- (6) 周辺対策協議会等との連絡調整に関する事。

(7) ごみ処理に関する啓発、指導及び連絡調整に関すること。

(8) 余熱館に関すること。

(事務局に置く役職及び職務)

第4条 次の表の左欄に掲げる役職を、それぞれ同表の中欄に掲げる事務局の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

役 職	組 織	職 務
事務局長	事務局	管理者及び副管理者の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属の職員を指導監督する。
事務局次長	事務局	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属の職員を指導監督する。
課 長	総務課	上司の命を受け、総務課の分掌事務を掌理し、所属の職員を指導監督する。
所 長	清掃センター	上司の命を受け、清掃センターの分掌事務を掌理し、所属の職員を指導監督する。

2 次の表の左欄に掲げる役職を、必要に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務局の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

役 職	組 織	職 務
副 課 長	総務課	上司の命を受け、特に命じられた事務及び所管する事務について、所属の職員を指揮監督する。
副 所 長	清掃センター	上司の命を受け、特に命じられた事務及び所管する事務について、所属の職員を指揮監督する。
課長補佐	課等	上司を補佐し、その事務を整理し、所属の職員を指揮監督する。

(臨時又は特別の組織)

第5条 管理者は、臨時又は特別の事務でこの規則で定める組織によりがたいものがあるときは、別に必要な組織を設け、又は職員を指定し、若しくは所要の地に駐在させて処理させることができる。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年7月27日規則第2号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年9月30日規則第4号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月16日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月1日規則第1号）

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日規則第1号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。